

## 日本労働年鑑 第25集 1953年版

The Labour Year Book of Japan 1953

## 第二部 労働運動

## 第一編 労働争議

## 第一章 争議の大勢

## 第八節 争議の解決状況

## 第八節 争議の解決状況

争議の解決状況からみると、五一年の争議は一般に継続期間が短くなり、自主的交渉によって解決した争議が増加し、また要求の不貫徹に終るものが少なくなった。

まず争議の継続日数、すなわち争議の発生から解決までに要した日数の長短を規準として分類した争議件数をみると(第二一七表)、一〇日以下で解決した争議が総数の四七・二%を占め、四九年の二八・五%、五〇年の三七・六%に比べて著しく増加したことがわかる。これに反して一ヵ月以上継続した争議は、四九年の四三・〇%(四四六件)、五〇年の三三・四%(四七七件)に対して五一年はわずか二二・三%(二五六件)に減少している。その中間の一一日以上一ヵ月未満の争議の割合はほとんど変っていない。継続期間の短期化傾向は月別推移をみれば一層はつきり知られる(第二二八表参照)。

次に「解決した争議について、これを要求の貫徹したもの、不貫徹のもの、妥協に終わったものに分類して前年と比較してみると(第二二九表)、妥協に終わったものの割合が増加して、貫徹および不貫徹に終わったものの割合が減少している。すなわち、妥協に終わったものの割合は四九年の六六・五%、五〇年の七三・二%が五一年には八四・六%にふえ、これに対して貫徹は一〇・八%および一〇・七%が七・九に低減している。とくに要求不貫徹の争議の割合は四九年に二二・七%を占めたものが、五〇年には一六・一%に下り、さらに五一年には一挙に七・五%に激減したことが注目される。

最後に解決の方法からみると(第二二〇表)、当事者の直接交渉によって解決したものが四三・六%を占め、四九年の二五・九%および五〇年の三二・六%をはるかに上回っていることが知られる。しかし直接交渉による解決が著しく増大しているにもかかわらず、第三者(労働委員会、労政職員、その他、市長、政党员等)の関与(調停、仲裁、斡旋)によって解決した争議の方が多く、その重要性は無視しがたい。これを月別に詳細にみると第二二一表のごとくで、四月、六月、十一月には労働委員会の関与が圧倒的に多く、二月、五月、七月は逆に当事者の直接交渉が圧倒的に多かった。

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1953年版(第25集)【目次】 次のページ→ ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---